

◆福祉人材確保対策のための処遇改善を求める請願署名◆

衆議院議長 様
参議院議長 様

紹介議員

請願趣旨

憲法 25 条は、健康で文化的な生活を営む国民の権利を国の責任で保障するとしています。権利保障の具体的なしくみが社会福祉制度であり、専門性をもった福祉労働者が現場で実践を積み重ねて制度を支えてきました。

ところが、特別養護老人ホームの待機者は 2013 年度で 52 万人を超え、保育所の待機児童も年度途中で毎年 4 万人を超えるなど、福祉を受ける国民の権利が保障できずに命さえ脅かされる実態が広がっています。その要因には福祉現場の深刻な人材不足があり、厚生労働省は 5 年間で 7.4 万人の保育士、10 年間で 100 万人の介護士の確保が必要であると試算しています。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査では福祉労働者の賃金は全産業平均より月額 9 万円も低いこと、地方労働局の調査では介護・保育職場での法令違反率が平均を大きく上回っていることなどがマスコミでも報道され、深刻な人材不足にある福祉現場の実態に国民の関心も集まっています。福祉労働者の劣悪な賃金・労働環境を抜本的に改善し、福祉人材の確保と定着を図ることが喫緊の課題です。

人材不足の早期解決を図ろうと、先の 186 通常国会において、「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立しました。しかし、法律には具体的な処遇改善の金額などは明記されておらず、厚生労働省において 6 月から始まった「福祉人材確保対策検討会」でも、大幅な処遇改善が望めるような論議にはなっていません。そればかりか、子育て支援員制度の導入や技能実習生制度の拡大による介護分野での外国人労働者受け入れなど、福祉労働の専門性を否定するような人材確保策が政府内から提案されています。

私たちは、憲法 25 条に基づく国民の権利保障を実現させるために、抜本的な処遇改善によって福祉労働者の人材を確保することを求め、以下の項目を請願します。

請願項目

1. 利用者負担につながらないように、全額国庫負担による「処遇改善のしくみ」をつくり、介護労働者をはじめ、すべての福祉労働者の賃金水準を大幅に引き上げること。
2. 一日のどの時間帯でも利用者の安心が守れるように、職員配置基準を抜本的に引き上げること。
3. 基準内の職員配置については、正規雇用を基本とすること。
4. 介護・福祉職場に蔓延する長時間労働などの「労働法令違反」を一掃するため、指導・監督を強化するとともに、法令遵守が可能となる基準と単価の引き上げをおこなうこと。

氏 名	住 所

(お名前、郵便住所などの個人情報や署名の提出以外には一切使用いたしません)



全国福祉保育労働組合

〒111-0051 東京都台東区蔵前4-6-8 サニープレイスビル5F
TEL 03(5687)2901 FAX 03(5687)2903 Email mail@fukuho.org URL www.fukuho.info